指定介護老人福祉施設重要事項説明書

社会福祉法人　秋田県民生協会

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明申し上げます。

※当施設への入居は原則として要介護認定の結果、「要介護度３から５までの者」及び「要介護度１又は２の方のうち、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者」が対象となります。

１．施設経営法人について

（１）法人名　　社会福祉法人 秋田県民生協会
（２）法人所在地　　秋田県北秋田市上杉字金沢 162-1
（３）電話番号　　０１８６－８４－８６５５
（４）代表者氏名　　理事長　木村　久美夫
（５）設立年月　　昭和５２年９月２１日

２．ご利用施設について

（１）施設の種類　　指定介護老人福祉施設（平成１２年４月１日指定 秋田県）
秋田県介護保険事業所番号　第　０５７２１５０１２６　号
（２）施設の目的　　指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室、及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上または精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
（３）施設の名称　　特別養護老人ホーム 永楽苑
（４）施設の所在地　　秋田県北秋田市上杉字金沢 162-1
（５）電話番号　　０１８６－７８－５１５１　　（ＦＡＸ：０１８６－７８－５１５０）
（６）施設長（管理者）　施設長　村形　耕悦
（７）施設の運営方針　　介護保険法並びに老人福祉法の理念に基づき、ご利用者の入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練・健康管理及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指します。
（８）開設年月　　平成７年１１月１日
（９）入所定員　　５０人